※1　**医療費控除の受け方**

所得税の年末調整を受けている方は、税務署に還付申告ができます(10頁参照)。その他の方は、申告時に医療費控除欄に記入します。いずれも医療費控除の明細書の添付が必要です。

医療費控除は《従来の医療費控除》《セルフメディケーション税制》のいずれかを選択して申告します。

《従来の医療費控除》

←　支払った医療費　→		
保険で補われた金額	10万円または所得の5%	医療費控除額
	←　実際に負担した医療費	→

医療費控除が認められる医療費・認められない医療費

認められるもの	医師・歯科医師に支払った診療費・治療費、治療・療養のための医薬品の購入費、介護保険制度の下で提供される一定のサービスの対価、診療や治療などを受けるために直接必要なもので通院費用、入院の部屋代や食事代等及び医療用器具の購入費等。
認められないもの	医師などへの謝礼金、健康診断や美容整形の費用(健康診断により重大な疾病が発見され、引き続きその治療をした場合には、その健康診断のための費用は医療費控除の対象となります)、予防接種、健康食品の購入費、治療を受けるために直接必要としない眼鏡の購入費、通院のための自家用車のガソリン代、分娩のため実家へ帰る交通費等。

※詳細はお問い合わせください。

◆医療費が10万円未満の場合は?

Q:負担した医療費が10万円を超えないと、医療費控除は受けられませんか?

A:10万円に満たなくても、医療費控除が受けられることがあります。所得金額が200万円未満の場合は、所得金額の5%を超えると受けられることになります。

《セルフメディケーション税制》

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例(スイッチOTC薬控除)
(平成30年度～令和9年度の住民税)

特定健診やがん検診などの健康の維持増進や疾病の予防への取組を行っている方が、前年中にスイッチOTC医薬品(※)など一定の医薬品を購入し、その購入額が12,000円を超えるときは、その超える部分の金額(限度額88,000円)を総所得金額等から控除します。この特例の適用を受ける場合には、従来の医療費控除の適用を受けることができません。

※スイッチOTC医薬品　……　要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用

※2　**日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用について**

日本国外に居住する親族(以下「国外居住親族」)に係る扶養控除(非課税限度額の算定のための16歳未満扶養親族を含む)の適用を受ける場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出または提示が必要です。

提出または提示しようとする書類が外国語で作成されている場合は日本語による翻訳文が必要となります。

なお、令和6年度以降、国外居住親族に係る扶養控除等の適用について要件が厳格化されました。日本国外に居住する30歳以上70歳未満の親族のうち以下の1～3のいずれにも該当しないかたは扶養控除の適用対象外となります。

1　留学により非居住者となったかた

2　障害者

3　扶養控除を申告する納税義務者から前年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けているかた

別表3　配偶者特別控除の換算

配偶者の合計所得金額	本人（納税義務者）の合計所得金額		
	900万円まで	900万円超～950万円	950万円超～1,000万円
48万円超～100万円	33万円	22万円	11万円
100万円超～105万円	31万円	21万円	11万円
105万円超～110万円	26万円	18万円	9万円
110万円超～115万円	21万円	14万円	7万円
115万円超～120万円	16万円	11万円	6万円
120万円超～125万円	11万円	8万円	4万円
125万円超～130万円	6万円	4万円	2万円
130万円超～133万円	3万円	2万円	1万円
133万円超	0円	0円	0円

(3)　住宅ローン控除

①　住宅ローン控除とは

平成27年から令和7年までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けた方で、所得税で控除しきれなかった金額がある場合、翌年度の住民税から控除する制度です。

確定申告や年末調整の資料から市区町村が住民税の住宅ローン控除額を計算できる仕組みとなっているため、原則として住民税用の申告は不要です。

②　住民税の住宅ローン控除額

次のアとイのうち、いずれか少ない額

ア　所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除できなかった額

イ　所得税の課税総所得金額等の5%(97,500円を限度)

次に掲げる場合は、所得税の課税総所得等の7%(136,500円を限度)

・　居住開始日が平成27年から令和3年までの間で、かつ、住宅の取得等に係る対価の額又

は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%または10%の場合

・「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」における特別特例取得の場合

※ 所得税の住宅ローン控除について、次のとおり改正されています。

・ 令和6年1月以降に建築確認を受けた新築住宅の場合、原則として省エネ基準を満たす住宅でない場合は住宅ローン控除の適用を受けられません。

・ 子育て世帯（19歳未満の扶養親族を有する者）又は若者夫婦世帯（夫婦のいずれかが40歳未満の者）が令和6年に入居する場合には、令和4年・令和5年入居の場合の借入限度額の水準（認定住宅5,000万円、ZEH水準省エネ住宅4,500万円、省エネ基準適合住宅 4,000万円）が維持されます。

その他の者が令和6年に入居する場合の借入限度額は、認定住宅 4,500万円、ZEH水準省エネ住宅3,500万円、省エネ基準適合住宅3,000万円 となります。

・ 新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和する措置（合計所得金額1,000万円以下の年分に限る。）について、建築確認の期限が令和6年12月31日（改正前：令和5年12月31日）に延長されました。

(4) 寄附金税額控除

① 対象となる寄附金

ア 都道府県・市区町村（※特例控除対象）に対する寄附金（ふるさと納税）

イ 住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部、都道府県・市区町村（※特例控除対象以外）に対する寄附金

ウ 区民税の控除の対象となる寄附金として中野区が指定したもの

・区内に幼稚園、短期大学、大学、幼保連携型認定こども園を設置する学校法人（区内に設置する当該学校等の業務に関連するものに限ります。）

・区内に主たる事務所を有するまたは施設を運営する社会福祉法人（主たる事務所が区外にある場合は、区内で運営する施設に関連するものに限ります。）

・区内に主たる事務所を有するまたは施設を運営する更生保護法人（主たる事務所が区外にある場合は、区内で運営する施設に関連するものに限ります。）

エ 都民税の控除の対象となる寄附金として東京都が指定したもの

・公益法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして財務大臣が指定したもの（所得税法第78条第2項第2号）

・特定公益増進法人（例：学校法人、社会福祉法人など）に対する寄附金（所得税法第78条第2項第3号）

・認定NPO法人、特例認定NPO法人に対する寄附金（租税特別措置法第41条の18の2）

上記のうち、都内に主たる事務所または事業所を有する法人または団体に対する寄附金が、都民税の控除の対象です。

※ 令和元年6月1日以降、総務大臣が指定した都道府県・市区町村への寄附金に限り特例控除が適用されます。総務大臣が指定した都道府県・市区町村については総務省のホームページでご確認ください。

② **対象となる寄附金の支出時期**

令和6年中に支出した寄附金が、翌年度分の特別区民税・都民税(住民税)から控除されます。(寄附を行った翌年度の住民税から控除されます。)

③ **控除の手続き**

確定申告(確定申告の必要がない方は、住民税の申告)を行ってください。

ただし、次の「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用を受ける場合は、確定申告や住民税の申告は不要です。

④ **ふるさと納税ワンストップ特例制度**

確定申告の義務のない給与所得者等の方がふるさと納税を行う場合に、一定の条件の下、ふるさと納税先の地方団体に申請することにより、確定申告をせずに寄附金控除の適用を受けることができます。この特例の適用を受ける場合は、寄附金控除による所得税減額分に相当する額が、申告特例控除額として住民税から控除されます。

※ **確定申告・住民税申告をする場合、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用を受けることはできません。この場合、寄附金控除(所得税の寄附金控除及び住民税の寄附金税額控除)の適用を受けるためには、申告書にふるさと納税の寄附金控除に関する事項を記載し、ふるさと納税の寄附金の受領証(領収書)を添付する必要があります。**

(5) パート収入と税金

パートの収入は給与所得となります。非課税となる収入限度額は、所得税と住民税で異なります。

＜ 所得税 ＞

パート収入103万円までは、所得税はかかりません。103万円の給与収入を所得に換算すると48万円になり(14頁参照)、課税計算上、合計所得金額2,400万円以下の場合の基礎控除額48万円をここから差し引くと、課税対象になる所得(課税標準額)がゼロになるためです。

＜ 住民税 ＞

パート収入100万円までは、住民税はかかりません。100万円を所得に換算すると45万円となり(14頁参照)、住民税の非課税限度額45万円(24頁参照)と一致するためです。

パート収入	本人に税金がかかるかどうか		夫(または妻)が配偶者控除・配偶者特別控除を受けられるか	
	住民税	所得税	配偶者控除	配偶者特別控除
100万円以下	非課税	非課税	○	×
100万円超～103万円以下	課税	非課税	○	×
103万円超～201万6千円未満	課税	課税	×	○
201万6千円以上	課税	課税	×	×

◆扶養に入るとは?

Q:例えば「妻が夫の扶養に入る」とは?

A:税法上では、夫が税の申告をする際に配偶者控除の適用を受けることをいいます。ただし、配偶者控除が認められるのは、夫（納税義務者）の合計所得が1,000万円以下で、妻の1年間の所得が48万円以下の場合です。これを給与収入に換算すると103万円以下になります。

※　以上は税法上の扶養についてであり、健康保険組合や会社の手当てなどでいう扶養とは異なる場合があります。

(6)　退職したときの住民税

①　給与から住民税を差し引かれていた方

個人の住民税は、前年中の所得に基づき、区が税額を決定します。1年間の住民税は、6月から翌年5月まで12回に分けて給与から差し引かれ、給与支払者(会社など)を通して区へ納入されます。

年の途中で退職される場合、5月までの残りの住民税を納める方法には次の2つがあります。

ア　給与支払者(会社など)が、残りの住民税を退職時にまとめて差し引いて、一括納入する方法

・　6月1日から12月31日までの間に退職する場合は、退職する方が会社に申出をすれば、給与支払者が最後の給与･退職金等から翌年5月までの住民税をまとめて差し引いて、一括納入することができます。

・　1月1日から4月30日までの間に退職する場合は、原則として給与支払者が最後の給与・退職金等から5月までの住民税をまとめて差し引いて、一括納入します。

イ　個人で納める方法

給与･退職金等から差し引いて納入されなかった住民税の残りは、個人で納めることになります。

6月･8月･10月･翌年1月の各末日が納期限の4回払いですが、年の途中から個人で納める方法に切り替えた場合は、その時点で間に合う納期の回数に分割されます。例えば、9月に個人払いに切り替えた場合、10月末日納期限の3期目に間に合いますので、残りの住民税は2回に分けて納めることになります。

②　会社を退職した翌年の住民税

個人の住民税は、前年中の所得に対してかかります。会社などを退職された方については、前年に退職するまで所得があったため、住民税がかかることがあります。

③　退職金等にかかる住民税

退職金等に対しても住民税はかかりますが、税計算は他の所得とは別に行い、退職した年の1月1日現在の住所地で課税されます。退職金等の支払者が住民税の額を計算して、退職金等の支払いの際に特別徴収して、退職金等の支払日の翌月10日までに納めます。

④　退職金の税計算は?

退職金等から退職所得控除額を差し引いた額の2分の1が退職所得の金額となります。

なお、勤続年数5年以下の法人役員等の退職所得は「退職金等から退職所得控除額を差し引いた額」です。

また、勤続年数5年以下の法人役員等以外の場合、「退職金等から退職所得控除額を差し引いた額」のうち300万円を超える部分については、2分の1とする措置を適用しません。

※1　退職所得控除額

勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額
20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円に満たないときは、80万円)
20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数ー20年)

＊　障害者になったことによって退職した場合は、上の表で算出した控除額に100万円を加算した金額が控除されます。

＊　勤続年数に1年未満の端数があるときは、たとえ1日でも1年と計算します。

※2　退職所得に対する税額　(特別徴収すべき税額)

区　分	計 算 式
特別区民税	退職所得　×　税率(6%)
都民税	退職所得　×　税率(4%)

ア　退職所得の金額に、1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。

イ　税額を計算する場合、計算途中の端数処理は行わないで、特別区民税及び都民税に100円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てます。この端数を切り捨てた額が、特別徴収すべき税額になります。

(7)　住民税がかからない場合

①　次に該当する方は、住民税がかかりません

ア　生活保護法による生活扶助を受けている方

イ　障害者・未成年者・寡婦・ひとり親の方で、前年の合計所得が135万円以下の方

＊合計所得135万円は、給与収入に換算すると約204万円です。

ウ　前年の合計所得が、次の計算式により得られた金額以下の方

35万円×（本人・同一生計配偶者・扶養親族の人数）＋10万円＋21万円

＊同一生計配偶者・扶養親族がいない場合の住民税がかからない限度額は45万円。

②　次に該当する方は、住民税のうち所得割額がかかりません

前年の総所得金額等が、次の計算式により得られた金額以下の方

35万円×（本人・同一生計配偶者・扶養親族の人数）＋10万円＋32万円

＊同一生計配偶者・扶養親族がいない場合の所得割額がかからない限度額は45万円。

※1　①、②の扶養親族には、16歳未満の方も含まれます。

※2　同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が48万円以下の人をいいます。

(8) 住民税の具体的な計算方法

＜例＞中野A男さんの家族

		年齢	給与収入額
A男さん(会社員)		43歳	760万円
妻	(パート)	42歳	86万円
長男	(大学生)	20歳	なし
次男	(高校生)	17歳	なし

社会保険料の支払額	42万円
生命保険料の支払額	
一般の生命保険料(平成24年1月1日以後に契約)の支払額	12万円
介護医療保険料(平成24年1月1日以後に契約)の支払額	3万円
個人年金保険料(平成23年12月31日以前に契約)の支払額	9万円
地震保険料の支払額	2万円

中野A男さんの住民税は次のようにして計算します。

所得	給与収入を所得に換算すると、(14頁)	**574万円**	…… A
控除	・社会保険料控除(16頁)		42万円①
	・生命保険料控除(16頁)		
	一般の生命保険料(新契約分)に係る控除額	2万8千円	
	介護医療保険料に係る控除額	2万1千円	
	個人年金保険料(旧契約分)に係る控除額	3万5千円	
	2万8千円+2万1千円+3万5千円 ＞ 7万円		7万円 ②
	・地震保険料控除(16頁)		1万円 ③
	・配偶者控除(17頁)		
	妻の所得は31万円(14頁)		
	48万円以下につき税法上の扶養の範囲内にあるので	配偶者控除額 ⇒	33万円④
	・扶養控除(17頁)	長男は特定扶養 ⇒	45万円⑤
		次男は一般扶養 ⇒	33万円⑥
	・基礎控除(17頁)		43万円⑦
	控除額の合計は、 ①～⑦より	**204万円**	…… B
課税対象額(課税標準額)は、所得合計(A)−控除合計(B)			**370万円**
住民税額	調整控除前所得割額 都民税 370万円 × 4%	=	148,000円
	区民税 370万円 × 6%	=	222,000円
	調整控除(11頁)(5万+18万+5万+5万)−(370万円−200万)<5万円		
	よって、 都民税 5万円×2%	=	1,000円
	区民税 5万円×3%	=	1,500円
	調整控除後所得割額 都民税 148,000 − 1,000	=	147,000円
	区民税 222,000 − 1,500	=	220,500円
	住民税 都民税 147,000 + 1,000(均等割額) = 148,000円		
	区民税 220,500 + 3,000(均等割額) = 223,500円		
	森林環境税 1,000(国税) = 1,000円		
	372,500円		